

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第45回 事務局体制

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会座長 三澤 英嗣 (48 期)

1 東京弁護士会は、弁護士の集合体ではあるが、弁護士だけで成り立っているわけではなく、弁護士会を様々な形で支えている事務局、職員も、その構成員である。

2 事務局のはじまりを東京代言人組合時代に遡ると、明治24年度の「東京代言人組合決算報告書」によると、使用人と呼ぶ書記1名と小使5名を雇用し、常議員会の決議によって任免をしていたようである。

当時は、いわゆる会館のような場所がなかったため、使用人は、一定の場所に勤務して事務を執ることができず、必然的に、重要書類も常に理事者の自宅に転々とし、往々その所在を知ることが困難な状態であった。

3 弁護士会事務所が建設されたのは、代言人組合が東京弁護士会になってから約18年後であった。当時は、木造漆喰質洋型2階建であったが、昭和7年7月、新たに鉄筋コンクリート造地下1階地上3階の当会の会館（現在の会館の一代前のもの）が建設された。それに伴い、事務局の体制も充実していく。職員によって構成された組織体ができ上がり、「書記局」と呼ばれるようになった。

昭和8年3月24日の臨時総会において、「職員、雇員、傭員、服務並びに給与規程」が成立した。この規程により、当会は「書記長、書記、書記補、事務員、巡視、給仕、電話交換手、小使」を置き、その身分関係を明らかにした。

もっとも、同就業規程は、弁護士会としての合理的能率的な会務の運営を図ると同時に、弁護士会の使用人であることを明らかにして、弁護士会の使用人が「一部弁護士の事務員の如く働き、中元歳暮の心付を受くるを目的とする」悪弊を除去することが目的であった。

4 戦後になり、昭和30年4月の常議員会で就業規則が成立した。同規則において「事務局長一係長一係員」の職制を定め、「事務局」という組織の存在が規

則上明確になった。高度経済成長期になると、会務は増大・複雑繁忙化していき、事務局も拡大した。特に司法制度に関する調査・研究等弁護士会活動の発展に応じて事務局を強化する必要が生じ、昭和48年3月1日、新たに「事務局職制」が施行された。

5 このように事務局体制が整備されたが、賃金や労働時間などの労働条件の決定は、労使間における対等で自主的な交渉によるものではなかった。特に、賃金の場合には、会費値上げを伴うため、常議員会や総会決議が必要とされていた。昭和47年頃、日弁連と法律扶助協会で労組が結成されたのを皮切りに、当会でも昭和48年12月に労組が誕生した。昭和49年には、「弁護士会に内在する矛盾を共同努力によって解決しようという意志の結晶」として、全弁護士労働組合が結成された。これによって、事務局の労働条件に関する労使交渉が行われることになるとともに、事務局の側も、事務局改善のために機構改革を積極的に提言するなどするようになった。

6 現在、当会の事務局は、正職員75名（定員数78名）、図書館職員6名、嘱託職員29名（定年後再雇用5名）、パート職員23名、派遣職員16名の合計149名体制となっている（2026年4月7日現在）。この事務局体制が、まもなく弁護士会員1万人になろうとする当会にとって必要十分なのか、当会の社会的役割の観点からも、今後議論されることになるだろう。

